

令和3年度
事業計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

目 次

1 事業運営計画-----	P 1
2 課題解決に向けた取組-----	P 1
利用者増への取組-----	P 1
関係機関・団体との連携への取組-----	P 2
各種ボランティアの養成・確保と資質の向上への取組-----	P 3
意思疎通支援者等の養成・確保への取組-----	P 3
視聴覚障がい者の ICT 活用の支援への取組-----	P 4
職員の専門的能力の育成への取組-----	P 4
機器情報の提供-----	P 4
地域活動の実施-----	P 5

1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員				
1 点字図書館事業				
2 聴覚障害者情報提供施設事業				
3 地域生活支援事業				
運営方針				
1 点字図書館事業				
2 聴覚障害者情報提供施設事業				
(1) 管内地域住民にセンターの事業内容の周知を図り、利用者の拡大につなげる。				
(2) 関係機関・団体と連携し、利用者ニーズの把握に努め、利用者のニーズに即した多様かつ効果的なサービスの提供に努める。				
(3) 業務遂行に必要な資格の取得をはじめ、職員の専門的能力の向上を図る。				
(4) 各種ボランティアの確保に努める。養成講習・スキルアップ研修の充実を図るとともに、意欲的な活動を促進する。				
(5) 最新の機器情報の提供・貸出し・斡旋、生活訓練等に積極的に取り組み、視聴覚障がい者の自立、社会参加につなげる。				
3 地域生活支援事業				
(1) 市町が対応できない広域的・専門的事業については、島根県と協議し、可能な限り支援する。				
(2) センターの持つ機能を社会資源として可能な限り地域に開放し、学校や団体の福祉学習を始めとする地域活動の実施を通して共生社会の実現に努める。				
職種別職員配置				
職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	3	2		5
手話通訳士				
相談員				
合計	4	2		6

2 課題解決に向けた取組

『利用者増への取組』

現状と課題

令和2年3月末の管内の視聴覚障がい者数は、1,994名（視覚729名、聴覚1,265名）だが、そのうちセンターの利用登録者数は383名（19%）にとどまっているため、あらゆる機会をとらえてセンターの存在及びサービス内容の周知を図り、利用者数を増加させる必要がある。

現在は個人情報保護の観点から、市町から直接視聴覚障がい者の情報を入手することができなくなったため、市町の担当窓口へ、身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料の配布を行ってもらおうよう依頼した

	り、市町の広報誌にセンターの業務内容について掲載してもらったりしているが、十分なPR効果は得られておらず、利用者の増加につながるようなPR方法を検討する必要がある。
課題解決に向けた 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の広報媒体を使って、センターの業務内容の周知を行ってもらうよう依頼する。 ・ 各市町の福祉窓口でセンターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）、広報用チラシを送付し、身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料の配布を行ってもらうよう依頼する。 ・ 各市町又は各市町社会福祉協議会の広報紙及びホームページに、センターの紹介記事の掲載を依頼する。 ・ 国や県の機関、公共施設、社会福祉施設、眼科・耳鼻科医等を訪問し、来訪者へセンターの広報用チラシを配布してもらうよう依頼する。 ・ センターが参加するイベントで、広報用チラシを配布する。 ・ センターのホームページ及びフェイスブックで施設情報を発信する。 ・ 毎年開催している事業推進会議、関係機関・団体との個別協議等で提出される意見や要望を基に、利用者ニーズを把握し、利用の増加につながるような新サービスの提供を検討する。

『関係機関・団体との連携への取組』

現状と課題	<p>行政機関、視聴覚障がい者団体、ボランティア団体等との情報共有、意見交換の場として年1回「事業推進会議」を開催するとともに、各市町、社会福祉協議会等を訪問し、センターの事業計画等の周知、サービスに対する意見や提案の聴取、各機関・団体の課題、取組等の情報交換を行っているが、十分な連携、取組の進展につながっていない。</p> <p>特に各市町に対しては、各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保等の取組を要請しているが、点訳・音訳奉仕員の養成が任意事業に位置づけられたことなどから実現できていない。</p> <p>そのため、今後も関係機関・団体等との意見交換を行い、相互の連携をより緊密にしていく必要がある。</p>
課題解決に向けた 行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月下旬に事業推進会議を開催し、センターの現状や課題、本年度事業計画、利用者の実情やニーズ等について意見交換を行い、事業の推進に協力を求める。 ・ 9～11月に各市町を訪問し、事業推進会議で取り上げられた課題のフォローアップ、令和3年度における取組等について意見交換を行う。 ・ 必要に応じて浜田ろう学校、各市町社会福祉協議会等を訪問し、意見交換を行う。 ・ 圏内の医療・教育・福祉団体との連携を図るため、しまねビジョンネット（ロービジョンケア）に参加する。

『各種ボランティアの養成・確保と資質の向上への取組』

現 状 と 課 題	<p>近年、点訳、音訳、デイジー編集、テキストデイジー編集の各ボランティアの養成講習会の受講者数がいずれも10人未満にとどまっており、このままではボランティア数の先細りが懸念されるため、様々な方法でボランティア募集の周知を行い、ボランティアを確保していく必要がある。</p> <p>また、以前に比べて修了者の登録率は高くなっているが、近年の情報化の進展により、ボランティア活動に必要な技術も高度化していることから、養成講習修了者に対して、スキルアップの機会を提供し、より実践的な技術を身に付けることができるよう、育成していく必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の広報媒体を使って、各種ボランティア募集の周知を行ってもらうよう依頼する。 ・ 各市町又は各市町社会福祉協議会の広報紙及びホームページにボランティア募集記事の掲載を依頼する。 ・ 国や県の機関、民間団体、企業等を訪問し、ボランティア募集チラシの従業員間の回覧や来訪者への配布を依頼する。 ・ 点訳・音訳の養成講習修了者を対象とした、スキルアップ講習会を定期的に開催する。 ・ スキルアップを支援するため、ボランティアグループの自主的勉強会に職員を派遣する。 ・ 高度な技術の習得に意欲的なボランティアを、点字指導員講習会や音訳指導技術講習会等に派遣する。

『意思疎通支援者等の養成・確保への取組』

現 状 と 課 題	<p>国の障がい者施策が見直され、同行援護、代読・代筆、手話通訳、要約筆記等の利用が増加することが予測されているが、これを担う人材の養成が進んでいない。</p> <p>特に手話通訳者及び要約筆記者については、東部地域と比較して養成が後れ、登録者が少ない状況にある。</p> <p>視覚障がい者、聴覚障がい者の自立生活、社会参加を促進するため、同行援護従事者やガイドヘルパー、手話奉仕員や要約筆記者の養成の取組を支援する必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会等が行う同行援護従事者やガイドヘルパーの養成研修に、職員を講師として派遣する。 ・ 各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保について、各市町、ボランティア団体等と今後の対応を協議する。 ・ 市町が実施する手話奉仕員養成講習に対して、人的な支援（講師派遣、相談等）を行う。

	県が実施する手話通訳者養成講習に対して、人的な支援(講師派遣、相談等)を行う。
--	---

『視聴覚障がい者の ICT 活用の支援への取組』

現 状 と 課 題	<p>視聴覚障がい者への情報提供媒体は、紙や CD、FAX などから情報通信機器へと移行しつつあり、また、測位衛星の位置情報を使って視覚障がい者の歩行を支援するスマートフォンのアプリ、聴覚障がい者との会話に使用する音声文字変換ソフト等、生活の利便性を高めるさまざまな機器やソフトが開発されている。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、様々な分野でオンライン化が進んでいることから、今後ますます ICT 技術の活用が重要になっていくものと思われるため、視聴覚障がい者が ICT 機器を活用できるよう、取組を行う必要がある。</p> <p>また、職員やボランティアにおいても、支援を行っていくために、ICT 機器の活用に関する知識・技術を高めていく必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ICT 機器の活用方法について、講習等を実施するほか、利用者訪問時等に個別に指導を行う。 職員の視聴覚障がい者 ICT 活用支援能力を高めるため、OJT 等による指導を行う。 情報機器が使用できない利用者に対して、センターがリクエストに応じて「サピエ」等から情報をダウンロードして提供したり、センターの広報紙をとおして様々な情報の発信を行う。

『職員の専門的能力の育成への取組』

現 状 と 課 題	<p>当センターの業務遂行に必須の資格と専門的能力のうち、歩行訓練士、点字指導員、音訳指導員、視覚障がい者 ICT 活用支援者(兼務)、手話通訳者については、現時点で各職員が取得しているが、限られた人員で効率的に業務を遂行するためには、一人ひとりの職員が複数の資格や専門的な能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、視聴覚障がい者を取り巻く環境や有用な機器・ソフトについては、常に最新の状況を把握しておかなければ、利用者のニーズに応えることができないため、積極的に情報を収集し、共有しておく必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 専門的資格や能力の取得のための研修に職員を派遣する。 全国視覚障害者情報提供施設協会、中国四国点字図書館連絡協議会等が主催する研修会に職員を派遣する。 視聴覚障がい者を取り巻く社会状況や社会福祉制度、日常生活用具等について理解を深めるため、所内研修を年 3 回実施する。

『機器情報の提供』

現 状 と 課 題	<p>補装具・日常生活用具等の技術開発は目覚しく、利用者から寄せられる機器やソフトの使用に関する相談、問い合わせが多様化・高度化しているため、利用者への適切な支援を行うためには、常に最新の情報を収集し、精通しておく必要がある。</p> <p>また、カタログだけでなく、利用者が実際に機器を試用し、その利便性を確認の上で購入することが大切であるため、最新の機器の整備に努める必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者向け新聞・雑誌、インターネット、メーカー等から最新の機器やソフトの情報を収集し、利用者に提供する。 ・ 管内3箇所で機器展示相談会を開催し、展示用補装具や日常生活用具、メーカー出展の最新機器等を来場者へ紹介し、試用してもらう。 ・ 適宜、展示用補装具や日常生活用具、視聴覚用機器等の更新を行う。

『地域活動の実施』

現 状 と 課 題	<p>地域の学校や団体から依頼を受けて、毎年数件の福祉学習を実施したり、浜田市健康福祉フェスティバルに参加し、来場者に点字体験、手話体験の機会を提供したりしている。</p> <p>また、地域の事業者を対象として、平成26年度からは「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を、平成27年度からは「視覚障がい者対応研修」を実施している。</p> <p>今後も視聴覚障がい者にとって暮らしやすい共生社会の実現に少しでも貢献できるよう、積極的に地域活動を行っていく必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒や住民の視聴覚障がいへの理解を促進するため、学校や団体の福祉学習を積極的に引き受ける。 ・ 官公庁や公共施設等へ出向き、窓口職員を対象とした「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を実施する。 ・ 視覚障がい者の来訪がある職場に出向き、「視覚障がい者対応研修」を実施する。 ・ 「全視情協島根あさひ事業所」と協力して、公的機関・団体が使用する封筒の点字印字を引き受ける。